

広島県告示第百十五号

令和四年広島県告示第九百五十七号で命じた次の区域に係る高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、排せつ物、家きん飼養器具その他高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入禁止措置は、令和五年二月七日に解除した。

令和五年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止した区域

世羅郡世羅町大字上津田、世羅郡世羅町大字中、世羅郡世羅町大字下津田